3/30 毎日

生活保護相談会に500件超

車の保有 認めて

全国青年司法書士協議会（全青司・阿部健太郎会長）が実施した「全国一斉生活保護相談会」には、例年を大きく上回る500件超の相談が寄せられました。全青司は報告書（15日公表）で、「新型コロナウイルスの影響で困窮する人が増え、相談需要が高かったと考えられる」と分析します。

全青司が報告書

相談会は1月24日に全国19カ所・58回線で実施。相談件数は全部で503件で、このうち71件が生活保護を利用し、425件が利用していませんでした。

相談内容は「利用あり」のグループでは、保護費の金額に関する相談が最多に。生活保護費の引き下げが影響しているとしています。10万円の特別定額給付金再支給を望む声も多く寄せられました。

働く意欲あるも

「利用なし」のグループでは、生活保護を利用できるかどうかに関する相談が194件で最も多く、「申請を断られた・拒否された」は29件でした。

「利用なし」には、働く意欲があるにもかかわらず、失業や無職状態で生活に困窮している人が85件にのぼり、困窮事由の23%を占めました。2019、20年の相談会ではともに9%だったことから、全青司は「新型コロナによるシフト労働者の労働時間減、営業自粛要請、時短営業による収入減など、経済的な打撃が非常に深刻だ」としています。

「利用なし」の中には、「手元に2000円しかなく食事もできていない」「重病患者だが入院費がなく無理をして働いている」など、生活保護利用の必要性が高い相談がありました。一方、自動車の保有などの理由で生活保護が利用できないと思われるケースが118件でした。

16年目となる相談会で初めて、生活に困窮する人の自動車保有についてアンケートを行いました。

生活保護の利用時に自動車は資産と見なされ、原則的には処分することになっていますが、仕事や通院のための保有は認められています。全青司の人権擁護委員会常任幹事の内藤俊文さんは「生活保護申請をためらう大きな要因になっている」と指摘します。

制度の見直しを

自動車を現在保有している人は、「利用あり」で6件、「利用なし」では82件に上ります。「自動車がないと生活が不便になる」と答えた人は「利用あり」で6件、「利用なし」で65件でした。

「生活保護利用者の自動車保有を認めるべきか」には「利用あり」で7件、「利用なし」で62件が「認めるべきだ」と回答しました。

内藤さんは「車の処分を前提にすることで生活保護申請のハードルが上がり、生活保護を利用すべき人が利用できないでいる。制度のあり方を見直し、改善するよう政府に求めたい」と話しました。

自動車保有に関するアンケート

現在自動車を保有していますか？

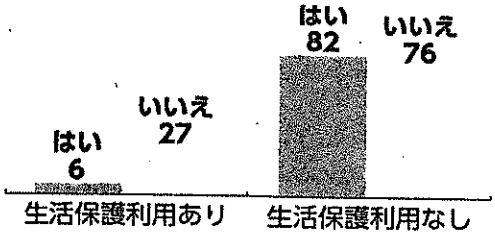

自動車がないと生活が不便な事情はありますか？

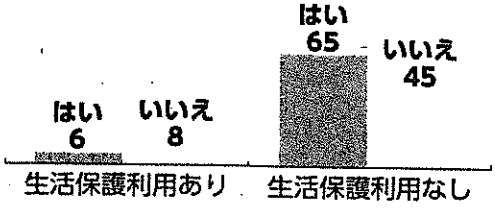

生活保護利用者の自動車保有を認めるべきだと思いますか？

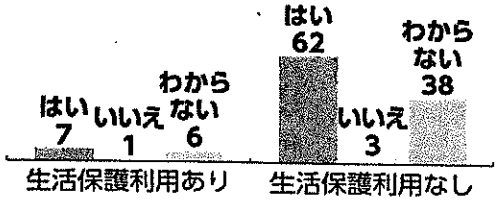

全青司「全国一斉生活保護相談会」詳細報告から